

平成 21 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 7 月

担当部局課室名：自治行政局行政課総務室 他 7 課室

施策名	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	政策体系上の位置付け (地方行財政) 政策 4
<p>施策の概要</p>	<p>分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 地方分権改革推進委員会における勧告、第 29 次地方制度調査会における調査審議の動向等を踏まえ、分権型社会に対応した地方制度のあり方等の検討を行う。 また、市町村の行財政基盤等の強化を図るため、自主的な市町村合併を推進し、合併市町村の新しいまちづくりの取組を着実に支援するとともに、地方公共団体における行政運営の質の向上などを図るため、集中改革プランの策定・公表や、情報公開条例等の制定を促進する。 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立を図るために、適正な定員管理、給与の適正化を推進する。また、地方公共団体における必要な人事・組織体制の整備、能力を有した意欲ある人材の育成・確保を推進する。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 地方分権改革推進委員会及び第 29 次地方制度調査会における調査審議の動向等を見据えつつ、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究及び企画立案を行っている。市町村合併については、全国で市町村合併が進展しており、多くの合併市町村において一定程度、行財政基盤が強化されたと言える。また、集中改革プランの策定・公表や情報公開条例等の制定の状況から、地方公共団体における行政改革の取組も進展していると評価できる。 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立 地方公共団体において、適正な定員管理、給与の適正化、人材の育成・確保に向けた取組等が進んでいることが把握でき、諸施策の有効性が認められる。 (必要性) 分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 明治以来の中央集権型行政システムの弊害面が顕著になってきており、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究及び企画立案を行う必要がある。また、人口減少・少子高齢化の進行など社会経済情勢の変化や厳しい財政状況の下、市町村の行財政基盤を強化するため、自主的な合併を選択する市町村への支援や地方行政改革の推進に取組む必要がある。 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立 国民・住民から厳しい意見が多くある中、地方公共団体においては、適正な定員管理の推進、適正な給与制度・運用の確保、人材の育成・確保等に取り組み、分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立に努めていくことが必要である。 (有効性) 分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 市町村合併推進のために講じた各種施策により、全国で市町村合併が進展した結果、市町村の行財政基盤が強化され、分権型社会に対応した地方行政体制の整備が進められていることから、本政策には有効性があると認められる。集中改革プランについて、地方公共団体が行政改革の取組を住民にわかりやすく明示し説明責任を果たすという点において施策の有効性が認められる。情報公開条例等の制定状況を調査、公表し、必要に応じて助言を行ってきたが、未制定団体の中には全国的な制定状況を踏まえて制定に踏み切った団体もあり、取組の有効性が認められる。 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立 地方公共団体においては行政改革の推進、給与水準や給与制度・運用の適正化等に着実に取り組んでいることが把握でき、施策の有効性が認められる。地方公務員の定員・給与情報の公表についても透明性が確保されるとともに、各団体間の比較・分析が容易となっており施策の有効性が認められる。人材育成基本方針を策定した各団体では、人材育成についての方向性が明らかになり、示された方向へ取り組むという効果があり、地方公務員の適正な人事管理の推進に有効性が認められる。 (効率性) 分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 市町村合併による効果のうち、行政コストの削減については、投入した国費以上の効果を上げており、効率性があると認められる。また地方行革に関しても、集中改革プランのフォローアップ</p>	

プを関係課室で連携して行うとともに、情報公開条例等についての地方公共団体への助言等を各種会議等の機会を利用して行うなど効率的に行った。

(反映の方向性)

分権型社会に対応した地方制度・体制の整備

地方分権改革推進委員会における勧告、第29次地方制度調査会における調査審議の動向等を見据えつつ、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究並びに企画及び立案を行うとともに、合併市町村の新しいまちづくりを着実に支援するほか、今後も自主的な合併を選択する市町村について、法制上の措置も含め、新たな合併支援策を検討する。また、集中改革プラン取組状況についてフォローアップを継続し、情報公開条例等の未制定団体に対し、早期に制定するよう助言等を行っていく必要がある。今後の地方行革のあり方、住民の信頼を確保する組織マネジメント改革の普及、経営感覚をもった総合行政主体の実現についても、所要の検討を行う必要がある。

分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

地方公務員の給与については、引き続き、各地方公共団体において、地域民間給与水準の適切な反映等が進められ、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるよう取り組んでいく必要がある。定員・給与情報の公表については、給与情報等公表システムの公表様式に沿った情報開示を徹底していく必要がある。人材育成基本方針について、引き続き未策定団体における策定を推進するとともに、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に早急に取り組み、勤務実績の給与への適切な反映を推進する必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

合併後の市町村数	1,804 団体 (H19.3.31)	1,793 団体 (H20.3.31)	1,777 団体 (H21.3.31)
集中改革プランの公表状況	都道府県 45 団体 95.7%	都道府県 46 団体 97.9%	都道府県 47 団体 100%
	政令市 15 団体 100%	政令市 17 団体 100%	政令市 17 団体 100%
	市区町村 1,542 団体 84.4%	市区町村 1,798 団体 99.3%	市区町村 1,788 団体 100%
	計 1,602 団体 84.8% (H18.7.31現在)	計 1,861 団体 99.3% (H19.9.1現在)	計 1,852 団体 100% (H20.12.1現在)
地方公務員数の推移	2,998,402 人 ()対前年比	2,951,296 人 (1.6%)	2,899,378 人 (1.8%)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第164回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	(簡素で効率的な政府の実現) 3,200あった市町村が、今年度末には1,800になります。これに伴い、市町村の議員数は1万8,000人減ります。引き続き市町村合併を推進するとともに、北海道が道州制に向けた先行的取組となるよう支援いたします。
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日	第3章 財政健全化への取組 - 1 - (4) - - - 地方財政 住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	第4章 国民本位の行財政改革 - 3 - 歳出・歳入一体改革の推進 財政健全化に向け、安定した成長を図るとともに、「基本方針2006」及び「基本方針2007」を堅持し、歳出・歳入一体改革を徹底して進める。
	第171回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成21年1月28日	(地域経営) 分権型社会が、目指すべき国のかたちです。知事や市町村長が、地域の経営者として腕を振るえるようにしなければなりません。地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、地方自治体の活動について、国による義務付けを見直し、自由度を拡大します。

政策4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等

基本目標

分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等の推進。

分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備

